

令和8年度 ResorTech Okinawa 推進事業委託業務仕様書

1 委託事業名 令和8年度 ResorTech Okinawa 推進事業委託業務

2 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の目的

本事業では、県内企業の業務改善・効率化に向けたデジタル技術の活用事例から組織やビジネス変革に至ったDX事例の紹介、各種支援施策やセミナー等の情報発信及び経営者等を対象としたセミナーを開催することで、県内事業者のDXに向けた機運の醸成を図ることを目的とする。

<目標設定>

県においては、本事業における令和8年度の目標を以下のとおり設定していることから、これを上回る事業内容とすること。

- (1) 「ResorTech Okinawa」のWEBサイト (<https://www.resortech.okinawa/> (以下「本WEBサイト」という。))の年間PV数：12万PV以上
- (2) 経営者等向けDXセミナーの開催：5回以上、参加者200名以上（延べ）

4 委託業務の内容

(1) 「ResorTech Okinawa」の推進に向けた情報収集

- ① 県内事業者（ユーザー企業）のデジタル化・DXに向けた取組
- ② 戦略的・先進的な取組を実施する企業及び経営者等の取組
- ③ IT・DX関連の人材育成の取組
- ④ 過去の取材企業のうち、デジタル化からDXへと段階を進めた企業の取組
- ⑤ その他、DXの機運醸成に資する取組

(2) 「ResorTech Okinawa」の推進に向けたコンテンツ制作

- ① 事例記事の作成（12本以上）
上記(1)の情報収集を踏まえ、実施主体等へ取材を行い、事例記事を作成すること。
- ② PR動画の作成
・県内事業者のDX推進意欲を喚起する動画を作成すること。
・動画の本数及び仕様については、予算内で最大限の効果が期待できる提案とすること。
- ③ 本WEBサイトに関するチラシの作成(1,000枚以上)
・本WEBサイトの趣旨や概要をわかりやすくまとめたチラシを作成（A4両面フルカラー）すること。
・作成したチラシを効果的に配布し、本WEBサイトへのアクセス促進につなげること。
- ④ ①～③のコンテンツ作成に際しては、ニーズ等を調査・分析し、県と協議の上、進めること。

(3) 本WEBサイトおよびSNS等による情報発信（周知・広報）

- ① 県内事業者を対象としたデジタル化・DXに関連する支援策及びセミナー・イベント情報

(年間50件以上)

- ② ResorTech EXPO in Okinawaに関連する情報
- ③ 本事業で過去に作成したコンテンツ（記事、動画、事例集、手引き等）の効果的な発信

(4) 【自主提案】本WEBサイトおよびSNS以外における情報発信（周知・広報）

- ① 県内事業者のDX推進意欲を喚起するため、効果的な情報発信手法を提案すること。
- ② 新聞・テレビ・ラジオ等のマスメディア及びイベント連携など、多様なチャネルを活用した具体的な情報発信方法を提案すること。

<留意事項>

- ・WEB広告（Google、Yahoo!、Facebook、X等）を活用し、本WEBサイトへのアクセス促進に繋げること。（効果的な媒体、ターゲット及び広告時期を提案すること。）
- ・本WEBサイトとSNSが相互に連動する取組とすること。
- ・県内メディアや支援機関・経済団体等が運営する情報誌やメルマガ等を活用した情報発信を行うこと。
- ・県内事業者の閲覧が増加する取組を提案すること

(5) 経営者等向けDXセミナーの企画立案・実施（5回以上）

- ① 一般参加者を広く募集するセミナーを開催すること。
- ② 経済団体・業界団体等との共催型セミナーを検討し提案すること。

<留意事項>

- ・共催型セミナーとは、経済団体・業界団体・商工会等と連携し、講師等が当該団体等の会合等に出向いて開催することを想定。（提案に際し、事前に各団体等との調整に着手していることが前提。）
- ・セミナー開催後はアンケート調査を実施し、今後の効果的な企画・運営につなげること。

(6) 本WEBサイトの改修及び運用保守

- ① サイト改修は必須ではないが、予算の範囲で必要な改修があれば実施すること。（その際、基本的なデザイン及び構成は令和7年度を引き継ぐものとする。）
- ② 以下のシステム要件を満たすこと
 - ・本WEBサイトは、CMSにWordPressを使用していることから、WordPressにアップグレードがあった場合は、最新のものに更新作業及び動作確認を行うこと。また、基本的なSEO対策を行うこと。
- ③ 以下の保守要件を満たすこと
 - ・24時間365日アクセス可能な状態を保つよう努めること。また、セキュリティ対策、ソフトウェアのバージョンアップ、定期的なバックアップ等を適切に行うこと。障害が発生した場合は、原則3営業日以内に障害の原因や対応策などを県に報告するとともに、早急な復旧に努めること。また、これらについて、迅速な対応が可能な体制を確保すること。

- ④ 本 WEB サイトへの情報掲載にあたっては、情報提供元の著作権やリンクポリシー等に十分留意したうえで実施すること
- ⑤ サーバー使用料・ドメイン使用料の支払いを行うこと
- ⑥ 県が保有する WEB サイトの管理運用(セキュリティ対策含む)マニュアルを事業活動に応じて更新すること(県の担当者が適切に活用できるよう、分かりやすい内容とすること)

(7) 効果検証の実施

- ① 本 WEB サイト及び SNS、動画コンテンツ等に関し、下記(ア)～(イ)について効果測定・改善策の検討を行い、月 1 回程度報告すること
 - (ア) WEB サイトのユーザー数、セッション数、PV 数、流入経路、滞在時間、直帰率、CTR や CVR、スクロール率、外部 URL への遷移数及びファイルダウンロード数等を計測し、分析結果を報告すること
 - (イ) SNS のフォロワー数や投稿内容への反応等を集計し、分析結果を報告すること
 - (ウ) WEB 広告の効果測定を行い、分析結果に応じてターゲットを変更するなど、より効果的な広告を実施すること
 - (エ) 動画コンテンツの再生数増加や品質の向上並びに効果検証につなげるため、関連するデータを収集・分析すること
- ②上記①を取りまとめ、今後の課題・対応策や効果的な事業展開の方法を示す報告書を提出すること

5 実施体制

委託業務を効果的、効率的に実施できる体制を構築すること。その際、以下の内容を履行すること

- (1) 事業全体を掌理し、企画及び進捗管理する能力を有する統括担当者を配置すること
- (2) プロモーション、マーケティング、WEB・SNS、動画コンテンツの効果的な活用等について、専門的知見や能力を有し、本事業の効率的・効果的な実施に向けた提案を行える者を配置すること
- (3) 県内での事例や支援施策、セミナー・イベント等といった、デジタル化や DX に資する情報の収集が行える体制を構築すること
- (4) 委託業務の進捗状況報告及び事業方針の確認・決定のため、月 1, 2 回程度、県と定例ミーティングを実施すること
- (5) 本事業の終了日時点において、WEB サイトの運用等を含め円滑に引き継げる体制を整えること

6 成果物

- (1) 本事業の成果物として、以下の納品物を提出すること。
 - ①委託業務報告書…PDF データ及び編集可能データ (Word、Excel 等)
 - ②各種制作物等…現物 1 部及び PDF データ、編集可能データ (Word、Excel 等)
 - ③WEB サイトの管理運用マニュアル
 - ④WEB サイトのバックアップデータ (DVD-R 等の電子記録媒体にて)

(ア) MySQL ダンプデータ

(イ) WordPress ファイル一式

(ウ) 上記(ア)～(イ)以外で必要となるデータ

※委託業務報告書は、県が増刷する場合に対応できるよう必要な印刷用データについても納品すること。

(2) 提出期限は、令和9年3月31日とする。

(3) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

(4) 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること（図・表等の集計前のデータを含む。）

② PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること

③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること

④ 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意し、第三者が二次利用をできない箇所についてはその理由を付すこと

⑤ 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

(5) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

(6) 委託業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 再委託の禁止

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、甲が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲
契約金額の50%を超えない業務
その他、甲が再委託により履行することができることと決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲
資料の収集・整理
複写・印刷・製本
原稿・データの入力及び集計
その他、甲が簡易と決定した業務

8 その他

- (1) 業務に係る経費については、帳簿類や領収書等を備え、用途を明らかにすること。
- (2) 前項を満たさない場合または事業完了時において実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、受託者は、沖縄県（商工労働部 IT イノベーション推進課）と協議し、県の意見に対し可能な限り柔軟に対応すること。